議案第55号

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員の育児休業等に関する法律に準じた改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の育児休業等に関する条例(平成4年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業

の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の 1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児 休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新 され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当す るとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休 業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに 掲げる場合に該当する場合、町長が規則で定める特別の事情がある場合にあっては ウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該 非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、 「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合 に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- 第2条の3第3号に次のように加える。
 - エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当

該子の1歳6か月到達日後の期間において次に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合第2条の4に次の1号を加える。
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日以後の期間に おいてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で

定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に任命権者に申し出をした職員に対するこの条例による 改正前の第3条第5号の規定の適用については、なお従前の例による。

(育児休業をすることができない職員)

|第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定め||第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定め る職員は、次に掲げる職員とする。

(1) \sim (3) 略

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該 当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6か月に達する日(以下 「1歳6か月到達日」という。)(当 該子の出生の日から第3条の2に規定 する期間内に育児休業をしようとする 場合にあっては当該期間の末日から6 月を経過する日、第2条の4の規定に 該当する場合にあっては当該子が2歳 に達する日)までに、その任期(任期 が更新される場合にあっては、更新後 のもの)が満了すること及び引き続い て任命権者を同じくする職(以下「特 定職」という。) に採用されないこと が明らかでない非常勤職員

(1) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日 (以下「1歳到達日」という。) (当 該子について当該非常勤職員が第2条 (育児休業をすることができない職員)

る職員は、次に掲げる職員とする。

(1) \sim (3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外 の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条 第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)が1歳6か月に達する日(以下 「1歳6か月到達日」という。)(第 2条の4の規定に該当する場合にあっ ては、2歳に達する日)までに、その 任期(任期が更新される場合にあって は、更新後のもの)が満了すること及 び引き続いて任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。) に採用さ れないことが明らかでない非常勤職員

(1) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当 する非常勤職員(その養育する子が1歳 に達する日(以下この号及び同条におい て「1歳到達日」という。) (当該子に ついて当該非常勤職員がする育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の1歳到 達日後である場合にあっては、当該末日 とされた日)において育児休業をしてい る非常勤職員に限る。)

旧

の3第2号に掲げる場合に該当してす る育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合にあ っては、当該末日とされた日。以下 (ア)において同じ。)において育児休 業をしている非常勤職員であって、同 条第3号に掲げる場合に該当して当該 子の1歳到達日の翌日を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとす るもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の 末日とする育児休業をしている場合で あって、当該任期を更新され、又は当 該任期の満了後引き続いて特定職に採 用されることに伴い、当該育児休業に 係る子について、当該更新前の任期の 末日の翌日又は当該採用の日を育児休 業の期間の初日とする育児休業をしよ うとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で| 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日とする。

(1)~(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を 養育する非常勤職員が、次に掲げる場合の いずれにも該当する場合(当該子について ウ その任期の末日を育児休業の期間の末 日とする育児休業をしている非常勤職員 であって、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期 の満了後に特定職に引き続き採用される ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き採用される日を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとす るもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日とする。

(1)~(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を 養育するため、非常勤職員が当該子の1歳 到達日(当該子を養育する非常勤職員が前

旧

この号に掲げる場合に該当して育児休業を している場合であって第3条第7号に掲げ る事情に該当するときはイ及びウに掲げる 場合に該当する場合、町長が規則で定める 特別の事情がある場合にあってはウに掲げ る場合に該当する場合) 当該子の1歳6 か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に 該当してする育児休業又は当該非常勤職 員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは これに相当する場合に該当してする地方 等育児休業の期間の末日とされた日が当 該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日(当該育児休業 の期間の末日とされた日と当該地方等育 児休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又は これに相当する場合に該当して地方等育 児休業をする場合にあっては、当該地方 等育児休業の期間の末日とされた日の翌 日以前の日)を育児休業の期間の初日と する育児休業をしようとする場合

号に掲げる場合に該当してする育児休業又 は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる 場合若しくはこれに相当する場合に該当し てする地方等育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日(当該育児 休業の期間の末日とされた日と当該地方等 育児休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日(当 該子の1歳到達日後の期間においてこの号 <u>に掲げる場合に該当してその任期の末日を</u> 育児休業の期間の末日とする育児休業をし ている非常勤職員であって、当該任期が更 新され、又は当該任期の満了後に特定職に 引き続き採用されるものにあっては、当該 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用さ れる日)を育児休業の期間の初日とする育 児休業をしようとする場合であって、次に 掲げる場合のいずれにも該当するとき 当 該子の1歳6か月到達日

旧

イ 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業 の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)において育児休業をして いる場合又は当該非常勤職員の配偶者が 当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号 に掲げる場合又はこれに相当する場合に 該当してする地方等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳到達日後で ある場合にあっては、当該末日とされた 日) において地方等育児休業をしている 場合

ウ略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業 の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)後の期間においてこの号 に掲げる場合に該当して育児休業をした ことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場 合)

定める場合は、1歳6か月から2歳に達する までの子を養育する非常勤職員が、次の各号 に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当 <u>該子についてこの条の規定に該当</u>して育児休 業をしている場合であって次条第7号に掲げ る事情に該当するときは第2号及び第3号に 掲げる場合に該当する場合、町長が規則で定 める特別の事情がある場合にあっては同号に 掲げる場合に該当する場合)とする。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該非常勤職員がす る育児休業の期間の末日とされた日が当 該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日)において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員 の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配 偶者がする地方等育児休業の期間の末日 とされた日が当該子の1歳到達日後であ る場合にあっては、当該末日とされた 日) において地方等育児休業をしている 場合

イ略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場 合)

|第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で||第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で 定める場合は、1歳6か月から2歳に達する までの子を養育するため、非常勤職員が当該 子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳 6か月到達日後の期間において次に掲げる場 合に該当してその任期の末日を育児休業の期 間の末日とする育児休業をしている非常勤職 員であって、当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続き採用される ものにあっては、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き採用される日)を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとする場合

新	旧
	<u>であって、</u> 次の <u>各号</u> のいずれにも <u>該当すると</u> きとする。
(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到	<u> </u>
達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこ	
<u>の条の規定に該当し、又はこれに相当する</u>	
場合に該当して地方等育児休業をする場合	
にあっては、当該地方等育児休業の期間の	
末日とされた日の翌日以前の日)を育児休	
業の期間の初日とする育児休業をしようと	
する場合	
<u>(2)</u> 略	<u>(1)</u> 略
<u>(3)</u> 略	<u>(2)</u> 略
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該	
子の1歳6か月到達日以後の期間において	
この条の規定に該当して育児休業をしたこ	
とがない場合	
	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院
	規則で定める期間を基準として条例で定める
	期間)_
	第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書
	<u>の人事院規則で定める期間を基準として条例</u>
	で定める期間は、57日間とする。
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で
定める特別の事情)	定める特別の事情)
第3条 略	第3条 略
$(1) \sim (4)$ 略	(1)~(4) 略
	(5) 育児休業(この号の規定に該当したこと
	 により当該育児休業に係る子について既に
	したものを除く。)の終了後、3月以上の
	期間を経過したこと(当該育児休業をした
	職員が、当該育児休業の承認の請求の際育
	<u>児休業により当該子を養育するための計画</u>
	について任命権者に申し出た場合に限
	<u> 3.).</u>
<u>(5)</u> 略	<u>(6)</u> 略
(6) 第 9 冬 の 9 第 9 旦 に 担 げ ス 担 人 に 敖 坐 士	(7) 笠り久のり笠り見に相ばて相合に抜业士

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当す (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当す

旧

ること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、 当該任期の末日を育児休業の期間の末日と する育児休業をしているものが、当該任期 を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該 育児休業に係る子について、当該更新前の 任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしよう とすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規 則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の 人事院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間は、57日間とする。 ること又は $\underline{第2条の4}$ の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

改正要旨

1 改正の趣旨

国家公務員の育児休業等に関する法律に準じた改定を実施するものです。

- 2 改正の概要
 - (1) 非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得する要件の緩和(第2条第4号関係)

非常勤職員の育児休業取得要件のうち、

【現行】「子が1歳6か月に達する日」に在職の可能性があること

【改正後】子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようする場合には、「子の出生から起算して8週間と6月」に在職の可能性があることに改正します。

(2) 非常勤職員が子の1歳以降に育児休業を取得する要件の柔軟化

ア 育児休業の対象期間を1歳6か月に達する日までとする要件(第2条の3 第3号関係)

【現行】

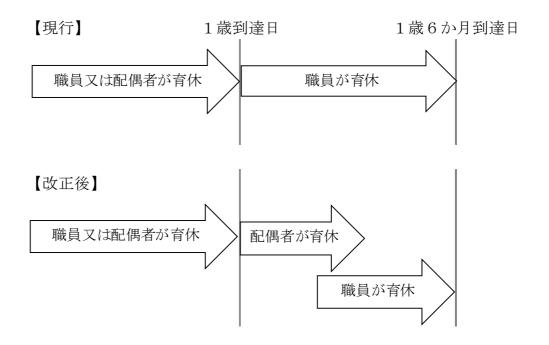
- (ア) 育児休業開始日は子の1歳到達日の翌日
- (イ) 非常勤職員又はその配偶者が子の1歳到達日に育児休業を取得している
- (ウ) 子の1歳到達日以後、育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合

【改正後】

- (ア) 育児休業開始日は子の1歳到達日の翌日(非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日の翌日以降に育児休業を取得する場合は、当該育児休業の期間の末日の翌日以前の日)→夫婦交替での育児休業取得が可能
- (イ) 現行どおり

- (ウ) 現行どおり
- (エ) 非常勤職員の子が1歳到達日後の期間において、(ア)~(ウ)の条件に該当して育児休業をしたことがない場合

に改正します。



- イ 育児休業の対象期間を2歳に達する日までとする要件(第2条の4関係) 上記アの要件(アの1歳到達日を1歳6か月到達日と読み替え)と同様に 改正します。
- (3) 再度の育児休業取得にかかる特別の事情の改正(第3条関係)
 - ア 育児休業により子を養育するための計画について申し出た場合の再度の取 得に係る規定を削除

【現行】

育児休業の取得は原則1回だが、特別の事情がある場合に再度取得することができる。特別の事情の一つとして、育児休業の承認請求の際に育児休業等計画書により申し出て、育児休業終了後3か月以上経過したこと

【改正後】

育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情に関わらず、原則2回まで取得できるようになることから、この規定を削除する

に改正します。ただし、育児休業取得回数の緩和については、「地方公務員 の育児休業等に関する法律」により規定されます。

イ 任期を定めて採用された職員について、任期の更新があった場合を規定 【現行】

任期の末日を育児休業の末日にしている職員が、任期の更新に伴い引き続き育児休業を取得することができるが、その対象が非常勤職員のみ

【改正後】

非常勤職員以外に、任期付職員にも拡大に改正します。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行します。